



APECビジネス諮問委員会



APEC Business Advisory Council (ABAC) 日本

2015年11月9日

ABAC日本委員が安倍総理に今年の「APEC首脳への提言書」を手交

APEC首脳の公式民間諮問団体であるAPECビジネス諮問委員会(APEC Business Advisory Council、以下「ABAC」)の日本委員は、本日(11月9日)、首相官邸にて、安倍総理に2015年「APEC首脳への提言書」を手交した。

ABAC日本委員は、駒村 義範 コマツ特別顧問、亀崎 英敏 三菱商事常勤顧問、鈴木 裕之 野村ホールディングス取締役、の3人である。

ABACは、1995年のAPEC大阪会議において、APEC首脳が「ビジネス界の声」を直接聞くための団体として設立が提唱され1996年に発足し、APECに参加する21ヶ国・地域の各首脳がそれぞれの国・地域で指名したビジネス界の代表者であるABAC委員(57名、2015年10月現在)により構成される。

ABACは、APECボゴール宣言(1994年)においてAPEC首脳が約束した「2020年までに域内の自由で開かれた貿易・投資を実現する」という、いわゆる「ボゴール目標」の達成のためにとるべき政策を、ビジネス界の立場から「APEC首脳への提言書」として毎年とりまとめ、直接首脳に提出している。毎年秋に開催されるAPEC首脳会議の際、この提言書に基づき「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われ、APECの政策について意見交換する。

本年、ABACはAPECと同様にフィリピンが議長となり、「強靱であまねく広がる成長：万人に公平・公正に」をテーマに掲げた。これは、域内のすべての人が等しくビジネスの機会を与えられる包摂的な成長と、災害等への強靱性の推進を狙いとしたものである。本年のテーマに基づき、「地域経済統合とサービス・アジェンダの進展」「零細・中小企業のグローバル市場参加の強化・円滑化」「イノベーションと人の潜在力の最大化」「住みよい持続可能な都市と、強靱なコミュニティの促進」を最重点課題として取り組みを進めてきた。

本年の提言書は、WTO貿易円滑化協定(TFA: Trade Facilitation Agreement)の施行と情報技術協定(ITA: Information Technology Agreement)の品目拡大交渉の妥結、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP: Free Trade Area of Asia-Pacific)の形成に向かう道筋としての環太平洋パートナーシップ(TPP: Trans Pacific Partnership)協定や東アジア地域包括的経済

連携(RCEP:Regional Comprehensive Economic Partnership)のできるだけ早い妥結と質が高く包括的な協定を目指すこと、零細・中小企業のグローバル市場参加のための電子商取引の活用促進・ファイナンス利用の円滑化・イノベーション促進支援、女性の経営参加拡大への取り組み、エネルギー安全保障の向上(貿易・投資の障壁緩和)、インフラ開発の加速、災害リスクファイナンスによる強靱なコミュニティづくり、などが主な内容となっている。

なお、本年11月にフィリピンで開催されるAPEC首脳会議では、これらの提言に基づき、「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われる予定である。

以 上

- 添付資料 1. ABAC日本委員の略歴
2. ABAC(APECビジネス諮問委員会)について
3. APEC 首脳への提言(ABAC 2015年版) 要旨

本件お問い合わせ先

ABAC日本支援協議会

事務局長

上川 治

事務局長次長

中島 徹也

〒100-0004 千代田区大手町1-3-2 経団連会館21階

TEL: 03-6741-0961 FAX: 03-6741-0962

ABAC 日本委員の略歴(就任順)

駒村 義範 株式会社小松製作所 特別顧問



- ・昭和 23 年 2 月生まれ。早稲田大学法学部卒業。
- ・昭和 45 年(株)小松製作所(コマツ)入社。アメリカ、オーストラリアなどの海外駐在を経て、平成 11 年 6 月より欧州コマツ(株)社長(ベルギー駐在)。平成 17 年 6 月より取締役常務執行役員 建機マーケティング本部長、平成 19 年 4 月取締役専務執行役員、平成 22 年 6 月代表取締役副社長を歴任。平成 24 年からは従来の全世界マーケティング管掌に加え人事も管掌。
- ・平成 25 年 6 月より現職。
- ・平成 24 年 1 月、ABAC 委員に任命され、ABAC インフラ開発作業部会の副会長を務める。
- ・平成 25 年、26 年、27 年は持続可能な発展作業部会副会長を務める。

亀崎 英敏 三菱商事株式会社 常勤顧問



- ・昭和 18 年 4 月生まれ。横浜国立大学経済学部卒業。ハーバードビジネススクール AMP 修了。
- ・昭和 41 年 三菱商事(株)入社。東ベルリン(駐在員首席)、ニューヨーク(現地法人副社長)、台北(現地法人社長)など海外での駐在経験を経て、平成 14 年 6 月より常務執行役員として地域戦略を担当、平成 17 年 4 月より三菱商事(株)代表取締役副社長として経営計画、地域戦略を担当。
- ・平成 19 年 4 月から平成 24 年 4 月まで日本銀行政策委員会審議委員を務める。
- ・平成 24 年 4 月より現職。
- ・平成 24 年 5 月、ABAC 委員に任命され、25 年は地域経済統合作業部会副会長、26 年はインフラ・コネクティビティ作業部会筆頭副会長、27 年はコネクティビティ作業部会副会長を務める。

鈴木 裕之 野村ホールディングス株式会社 取締役



- ・昭和 34 年 2 月生まれ。東京大学法学部卒業。ニューヨーク大学ロースクール法学修士。米国アイゼンハワーフェローシップ平成 3 年日本代表。
- ・昭和 57 年 野村証券株式会社入社。企画部門、法人営業部門、IT 部門等を経て、平成 17 年 4 月より、野村証券執行役。
- ・同社投資銀行部門担当として、グローバル業務執行に責任を持つ。
- ・平成 20 年 10 月には Lehman Brothers アジアの統合責任者として香港をベースに同社業務のグローバル化を推進。平成 21 年 4 月常務執行役員、平成 23 年 4 月専務執行役員グローバル投資銀行部門ジョイントヘッド(平成 24 年 4 月より香港駐在)。
- ・平成 24 年 8 月より、コーポレートオフィス担当兼 Co-Group CAO
- ・平成 25 年 6 月より現職。
- ・平成 25 年 9 月、ABAC 委員に任命され、26 年は ABAC 金融・経済作業部会副長、27 年は ABAC 金融・経済作業部会長を務める。

ABAC(APECビジネス諮問委員会)について

1. ABACの設立経緯と役割

ABAC(APECビジネス諮問委員会)は、APEC参加21カ国・地域の首脳が指名したビジネス界の代表で構成されるAPEC唯一の公式民間諮問団体である。1995年のAPEC大阪会議でAPEC首脳がビジネス界の声を直接聞くメカニズムとして設立を決定、翌1996年から活動を開始した。ABACの役割は、APECの経済協力の枠組みに対し、ビジネス界の立場から政策提言を行うことであり、1994年にAPEC首脳会議で合意された、「2020年までに自由で開かれた貿易・投資を実現させる」というポゴール目標の実現に向けて、APECが取るべき政策についての提言を行っている。

2. ABACの活動概要

ABACは、アジア太平洋地域のビジネス界の見解、政策提言、政策実施状況に関する評価をとりまとめて「APEC首脳への提言書」を作成し、APEC首脳に提出している。この提言に基づき、秋のAPEC首脳会議開催の際に、「ABAC委員とAPEC首脳との対話」が行われ、APECの政策について直接意見交換を行う。ABAC会議は、ABACの意思決定を行う全体会議(Plenary)と、専門分野ごとに提言内容を討議する作業部会(Working Group)からなり、通常毎年4回開催される。

【2015年のABACの作業部会】

- ・地域経済統合作業部会 (REIWG: Regional Economic Integration Working Group)
- ・持続可能な発展作業部会 (SDWG: Sustainable Development Working Group)
- ・零細・中小企業と起業家作業部会 (MSMEEWG: MSME & Entrepreneurship Working Group)
- ・コネクティビティ作業部会 (CWG: Connectivity Working Group)
- ・金融・経済作業部会 (FEWG: Finance and Economics Working Group)

3. ABAC日本の活動

日本においては、1996年の設立当初よりビジネス界の強固な支援を受けていたが、1999年のABAC東京会議の開催後、ABAC日本の支援基盤を拡充・強化する上で、その活動にビジネス界の声を一層反映することが不可欠である等の観点から、経済団体連合会(当時)や日本商工会議所をはじめとした経済団体を中心となって企業の参加を求め、1999年にABAC日本支援協議会を設立した。現在は、日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会、関西経済連合会の経済団体、会員企業58社(2015年10月現在)や、業界団体、関係省庁の支援を得て、APEC域内および、日本のビジネス界に資する政策提言活動を行っている。

以上

A P E C 首脳への提言 A B A C 2015 年版

要旨

以下は、本提言書に含まれる主要メッセージの要約である。

1. 多角的貿易体制への支援 A P E C ビジネス諮問委員会 (A B A C : APEC Business Advisory Council) は、ルールに基づき、透明性が高く差別的でない世界貿易体制が、依然として保護主義を抑制するために最善の選択肢であると認識し、世界貿易機関 (W T O) に対するコミットメントをあらためて明言する。A B A C は、貿易円滑化協定 (T F A : Trade Facilitation Agreement) を本年 12 月の第 10 回 W T O 閣僚会議までに早期発効させることを強く求める。また、多角的貿易交渉のドーハ・ラウンドを再活性化し、完了させるために A P E C 参加国・地域が主導権を発揮することを求める。A B A C は、情報技術協定 (I T A : Information Technology Agreement) の対象製品の品目拡大に W T O 加盟 54 ヲ国・地域が合意したことを歓迎するとともに、交渉に参加している A P E C 参加国・地域がこの交渉を遅滞なく最終的な妥結に導くよう強く要請する。A B A C は、A P E C 参加国・地域が、サービス貿易のさらなる自由化を目指して新サービス貿易協定 (T i S A : Trade in Services Agreement) の交渉を支援するよう推奨する。A B A C は、市場へのアクセスを阻害する非関税障壁を特定し、対策を講じることの必要性を強調する。その実現には、ビジネス界がこうした取り組みに関与し主導的な役割を果たすための実践的な方法を模索することも必要である。

2. アジア太平洋自由貿易圏の実現 A B A C は、「アジア太平洋自由貿易圏 (F T A A P : Free Trade Area of the Asia-Pacific) 実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究 (Collective Strategic Study on Issues Related to the Realization of FTAAP)」の着手を A P E C の担当実務者に指示した 2014 年北京での首脳宣言に基づき、現在進められているプロセスを強く支持する。また、2015 年と 2016 年の作業プログラムを通して、このプロセスに対し A B A C として多くの貢献を果たしていくつもりである。A B A C が重視するのは、ビジネス界のニーズを明らかにすること、現行の各自由貿易協定 (F T A : Free Trade Agreement) の対象範囲における相違を特定するとともに、現行の F T A が活用されていない原因を明らかにすること、さらには貿易と投資にかかわる次世代の課題を特定することである。A B A C は、太平洋同盟 (Pacific Alliance) の進展を心強く思っており、環太平洋パートナーシッ

プ（T P P : Trans Pacific Partnership）協定、および東アジア地域包括的経済連携（R C E P : Regional Comprehensive Economic Partnership）のできるだけ早い交渉妥結を引き続き要請する。これらの交渉は相互支援的かつ包摂的で、質が高く野心的、包括的な協定を目指すものでなければならない。

3. 新たなサービス・アジェンダの推進 A B A Cは、域内の成長の主要な原動力であるサービス分野の重要性を反映した、新たなサービス・アジェンダに対するA P E Cのコミットメントを共有する。域内におけるサービス産業の成長を妨げる要因を特定するには、A P E Cサービス貿易アクセス要件データベース（APEC Services Trade Access Requirements Database）、O E C Dサービス貿易制限指標（OECD Services Trade Restrictiveness Index）などの信頼性が高くかつ包括的なデータへのアクセスが必要となる。域内のサービス貿易に対する障壁の情報についての最適な提供者はそれぞれのA P E C参加国・地域の中でしっかりと組織化され、かつ支持されているサービス団体であるとA B A Cは認識している。これを受けて、A B A Cは、新たなサービス・アジェンダをさらに推進することを目指したA P E Cサービス団体連合（APEC Coalition of Services Organizations）の設立を提案する。A B A Cは、A P E Cサービス協力枠組み（APEC Services Cooperation Framework）を通じてサービス部門のさらなる発展を図るためのアクションを強化するよう、A P E C参加国・地域に対して強く要請する。

4. グローバル・バリューチェーンの構築と強化 A B A Cは、グローバル・バリューチェーン（G V C : Global Value Chains）を強化すること、そして域内で経済統合とコネクティビティを推進する際にサービスが不可欠な役割を果たすことに注目してきた。A B A Cは、T P P、R C E P、太平洋同盟そして将来のF T A A Pなどの包括的協定の完成が域内におけるG V Cの円滑化に大きく貢献すると認識している。A B A Cは、A P E CのG V C戦略的ブループリント（APEC's Strategic Blueprint on Global Value Chains）の推進、および、現地化政策のG V Cへの影響評価を含めた付加価値貿易（Trade in Value Added）のデータ測定を進めるための協力拡大を歓迎する。非関税障壁への対策に取り組み、グローバル・データ・スタンダードを進めていくことが、G V Cの強靭性を高める。

5. 投資の自由化・円滑化の加速 A B A Cは、地域投資分析グループ（R I A G : Regional Investment Analytical Group）による取り組みを高く評価している。R I A Gは、投資パフォーマンス指標への信認を高め、その価値を社会に広めるためのツールとして定量的指標を開発し、その活用の際し、客観的なアドバイスを提供することを目的に設置された。A B A Cは、A P E C投資円滑化行動計画（APEC Investment Facilitation Action Plan）のさらなる進展、および域内での長期投資の促進を目的とした投資政策決定の有効性レビューにおいて、R I A Gの取り組みを活用するよう推奨する。さら

に、長期投資を誘致するために考案される政策措置の導入においては、キャパシティ・ビルディング・イニシアティブが重要であることを強調する。

6. 食料安全保障の達成 食料安全保障は域内の包摂的な成長を促進するために不可欠である。A B A Cは、食料と農産品に関する投資およびそれらの効率的な流通の促進、市場へのアクセスを阻む貿易障壁の削減、そしてフードロスと食料廃棄の最小化を目的とした行動を推奨する。食料安全保障に関する課題を解決するには、民間部門も政府と連携しながら活動し、その一端を担う必要がある。A B A Cは、民間部門との戦略的にかかわりと対話のレベルを深化させることをA P E Cに要望する。これは、食料の経済的、商業的な側面に関する理解を向上させるためであり、サプライチェーンのコネクティビティと一貫性に取り組み、零細・中小企業（M S M E : micro, small and medium enterprises）の参加を促進するためである。A B A Cは、A P E CがA P E C食料安全保障政策パートナーシップ（APEC Policy Partnership on Food Security）の改革を継続し、民間部門にとって利用しやすいものにしていくよう要請する。

7. 健康で生産的な労働力の推進 人口の急激な高齢化と非感染性疾患による負担増が、持続可能な経済成長にとって大きな課題となっている。この傾向は、コミュニティの福祉や長期的な介護費用だけでなく、労働生産性と労働力の確保にも大きな影響がある。健康に起因する常習的欠勤、障害、生産性損失や早期退職は、官民両部門にとって重大な懸念事項となっている。A B A CとA P E C生命科学イノベーション・フォーラム（L S I F : APEC Life Sciences Innovation Forum）が2014年に共同で行った調査によると、対象6カ国・地域での生産性損失は2010年において国内総生産（G D P）の3.5%から5.3%であった。同調査では、この損失は2030年までにG D Pの6.1%に拡大すると予測している。2015年、A B A CとL S I Fは、年金制度と健康障害による早期退職の関係を検証する研究を行った。A B A Cは、健康な労働力に向けた先見的な投資を行い、民間部門と連携して革新的なソリューションを生み出すための行動を起こすきっかけとしてこの研究データを用いるよう各政府に要請する。

8. グリーン成長の加速 A B A Cは、域内の環境負荷を減らすためにA P E Cが承認した数多くのイニシアティブを高く評価する。発電などに占める再生可能エネルギーの割合を2030年までに倍増させるというA P E C首脳の野心的なコミットメントをA B A Cは歓迎する。多くのA P E C参加国・地域では化石燃料による発電が今後も続く見通しであり、環境への影響について対策を講じることが不可欠である。したがって、A B A Cは環境サービスに関して果敢なアクションを起こすようA P E Cに要請する。これには、環境物品・サービスに対する非関税障壁のさらなる特定と撤廃、ならびに再生可能エネルギーの発展に対する支援および再生可能エネルギー、クリーン・コール・テクノロジー、二酸化炭素回収・貯留など低炭素技術の開発に対する支援が含まれ

る。A B A Cは、2012年にA P E C首脳が承認しそれ以降毎年再確認されてきたとおり、環境物品54品目のリストについて実行関税率を2015年末までに5%以下に引き下げるコミットメントを遵守するようA P E Cに要請する。A B A Cは、A P E Cの全メンバーに対し、再製造品の貿易円滑化に関するパスファインダー（APEC Remanufacturing Pathfinder）に署名することを推奨する。再製造は使用済みで耐用年数を経た商品（一般的には「コア」という）を新品と同じ性能・安全基準を満たすように修復するプロセスであり、環境にとって大きなメリットがある。

9. エネルギー安全保障の向上 エネルギー安全保障は経済成長の要であり、依然として域内における課題となっている。変化が激しい時代においてビジネスが繁栄するためには、予測可能な規則と規制を確立することが不可欠である。A B A Cは、障壁を取り除き、エネルギーの貿易と投資を促進するための取り組みを加速するようA P E Cに要請する。エネルギーの貿易と投資を促進するための主な要素としては、特に、i) 契約の尊厳を損なわないための政策安定性、ii) ローカル・コンテンツ規則、数量割り当て、関税、および外国人による出資と投資の制限がない均等な条件でのオープンかつ公正な競争、iii) 補助金による歪曲のない市場ベースの価格設定、iv) 液化天然ガス（LNG）の仕向地条項緩和、v) 多様でフレキシブルなLNG取引メカニズム、が挙げられる。

10. 持続可能で住みよい都市の形成 A P E Cの都市は引き続き急速な発展の途上にある。都市が成長するなかで、官民双方のステークホルダーが、各都市の最も差し迫ったニーズを満たそうとして、各種資源を効率的に活用するための新しいソリューションを見いだす努力をしている。都市化の課題に対する対策は都市ごとに大きく異なっており、より住みやすく、健康で持続可能な都市環境の構築に向けたさまざまな方向性が追求されている。本年A B A Cが開始した都市開発計画における課題と成功要因の評価作業について、A P E Cが都市化に関するフレンズ・オブ・ザ・チェア（Friends of the Chair）を通してA B A Cと協力することを提言する。この取り組みには、i) 都市の発展段階をより正確に測定するためのデータ収集枠組みの整備、ii) ベストプラクティスからの学習、およびデータ比較から導き出される政策の分析、iii) A P E C域内においてより住みやすく、持続可能で競争力のある都市の構築に向けたソリューションを見いだす活動への官民協力の強化、などが考えられる。

11. A P E C鉱業分野の発展促進 鉱業分野は、投資を生み出すとともに域内貿易の原動力であり、A P E Cの全参加国・地域の経済的成功において極めて重要な役割を果たしている。A B A Cが2014年に実施した鉱業分野の調査が指摘したように、A P E C各国・地域の大半はGDPの一部を鉱物利用から得ている。ビジネスにやさしい規制環境を促進し、投資家や国・地域、コミュニティのために好ましい結果を生み出す持続的鉱業のベストプラクティスを推進しようとする、政府、業界団体および民間部門の間の密接な協力が必要となる。

この点で、A B A Cは、鉱業タスクフォースの任期を更新したA P E Cの決定を称賛するとともに、鉱業関連におけるキャパシティ・ビルディング・プロジェクト専用のサブファンドを強く支持する。民間部門との強いかかわりを維持しながら、鉱業分野の開発と規制においてA P E C鉱業政策 10 原則 (APEC's 10 Mining Principles) を遵守すること、および、鉱業会社に固有な課題の理解と認識に基づいたオープンで予測可能かつ安定的な投資環境を促進するための政策を実行することをA P E Cに要請する。

12. インフラ開発の加速 世界経済フォーラム (World Economic Forum) によると、インフラに関連する債券および株式投資の不足額は世界全体で少なくとも年間1兆ドルに達すると推定される。A B A Cは、2015年～2025年を対象期間とするA P E C連結性ブループリント (APEC Connectivity Blueprint) を実行するにあたり、物理的連結性の障壁を検証することにより、投資不足に対処しようとするA P E Cの取り組みを称賛する。また、インフラ投資の環境整備チェックリスト (Enablers of Infrastructure Investment Checklist) を活用してベストプラクティスに関するデータ収集を行い、各国・地域が各々の実績を評価する一助としてもらうという形でA P E Cの取り組みを支援したいと考えている。アジア太平洋金融フォーラム (Asia-Pacific Financial Forum) とアジア太平洋インフラ・パートナーシップ (Asia-Pacific Infrastructure Partnership) の取り組みの結果、厚みがあり流動性の高い資本市場の構築が進展してきており、ニーズの高いインフラ投資を推進するための手段である官民パートナーシップに関しても進展があり、A B A Cではこれらの取り組みの進展とチェックリストのもたらす結果を整理統合する努力をしてきた。また、A B A Cは、都市インフラ計画、プロジェクト開発、および様々な政府レベルでの資金調達に役立つ包括的政策フレームワークの策定について都市インフラ・ネットワーク (Urban Infrastructure Network) が行った取り組みを支持する。

13. サプライチェーン・コネクティビティの強化 A B A Cは、国境を越えた物品・サービスの取引の簡略化、低コスト化、迅速化を一層進めることにより、域内の競争力を高めようとするA P E Cの取り組みを称賛する。域内での物品の輸送に伴う時間、費用および不確実性の削減という点でサプライチェーンのパフォーマンスを2015年末までにA P E C全体で10%改善するという2010年の首脳目標を達成することをA B A CはA P E C参加国・地域に要望する。A B A Cは、モデルE-ポートネットワーク (A P M E N : Asia-Pacific Model E-Port Network) などの分野で見られた進展を歓迎し、途上国のサプライチェーンのパフォーマンス改善を支援することを目的としたA P E Cの革新的なキャパシティ・ビルディング・イニシアティブを支持するとともに、A P E C参加国・地域がA P E Cサプライチェーン・コネクティビティ連携 (A 2 C 2 : APEC Alliance for Supply Chain Connectivity) を活用してW T O貿易円滑化協定 (W T O Trade Facilitation Agreement) の履行を支援することを奨励する。A B A Cは、サプライチェーンのパフォーマンスを改善するためのA P E Cの

体系的なアプローチを引き続き支持し、サプライチェーン・コネクティビティに特化したAPEC貿易投資の自由化・円滑化サブファンド（APECTILF：APEC Trade and Investment Liberalization and Facilitation Sub-Fund）に対するAPECの拠出拡大を推奨する。域内のコネクティビティを改善し、サプライチェーンのパフォーマンス向上のために、ABACは、グローバル・データ・スタンダードに関する域内共通枠組みの採用に向けた作業を継続するようAPEC参加国・地域に要請する。医薬品の国際取引に共通のデータ規格を適用することのメリット測定に重点を置いた、ABACの新規パイロット・プロジェクトに対する支援提供もABACとして提案する。

14. デジタル・インターネット経済の推進 現在、デジタルとインターネットをベースとした技術は世界経済の基盤となっており、新しいイノベーションのためのプラットフォームおよび触媒としての役割を果たし、また、新しいビジネスや市場を生み出している。デジタル・インターネット経済は至る所で急速に成長しており、i) 地域経済統合とコネクティビティに関するAPECの目標達成努力を前進させ、ii) グローバル・サプライチェーンとバリューチェーンおよびグローバル・マーケットへの零細・中小企業の参入を推進し、iii) より包摂的で持続可能な経済成長を促進し、iv) 人的資源の開発を促進し、v) その他重要な社会目標へ取り組むための大きなチャンスをもたらしている。ABACは、インターネット経済に関するAPEC高級実務者レベルの部会設立を支持し、この部会における民間部門の積極的関与を期待している。ABACは昨年、デジタル・インターネット経済に関するAPECの作業に資するべく民間部門のユニークな視点を提供することを目的に、コネクティビティ作業部会にデジタル経済ワークストリームを創設した。ABACはまた、APECがデジタル・インターネット経済への零細・中小企業の参加を促進するよう奨励する。さらにABACは強固なデジタル・インターネット経済を実現する政策（モノのインターネット、ビッグデータとデータ分析、ブロードバンド開発など）やデジタルデバイドの解消にも重点的に取り組む計画である。

15. スキル不足対策と国境を越えた労働の移動の円滑化 10年以上にわたり、ABACは、域内の3,000万人に及ぶ外国人労働者の移動への対応を改善することを目指してきた。昨年策定した“稼ぐ、学ぶ、戻る”（ELR：Earn, Learn, Return）という原則は、現在はAPECの担当実務者と共同で研究しており、ようやく機運が高まってきた。個別の資格要件の域内共通認証に関するAPECの取り組みであるAPECスキルズ・マッピング・イニシアティブ（APEC Skills Mapping Initiative）とあわせ、スキル不足が顕著な地域と必要とされるスキル層との域内マッチングを大幅に改善できるとABACは確信している。人口構造の変化により域内のスキル不足とミスマッチが深刻化しており、この取り組みはビジネス界のあらゆる分野にとって重要である。ABACはその進展を加速するためにAPEC首脳の力強い支援を求める。

16. APECビジネス・トラベル・カードの発展 APECビジネス・トラベル・カード（ABTC：APEC Business Travel Card）は現在15万枚以上が使用されており、カード需要が急速に増加している。このため、カードの改善、および新カードの発行手続きに携わる政府職員の負担の最小化が極めて重要となっている。カードの有効期間を現在の3年から5年に延長した2014年の合意は重要な改善であった。ABACは、現在、APECの担当実務者と協力し、カードのオンライン申請（e-Lodgment）、すなわち申請者が自ら申請書を電子的に作成することを可能とする方法の導入を目指している。ABACは、この重要な省力化を目指すイニシアティブによって、処理期間が短縮されABTCデータベースにアップロードされる情報の信頼性が向上することを期待している。

17. 良き規制慣行の推進 近年、自由な貿易・投資にとって無用な非関税障壁を生み出している国内問題に対処する必要性の認識が高まっている。コンプライアンス費用が高いため、企業、特に零細・中小企業はグローバル市場で競争し、成長することが困難になっている。ABACは、ホノルル宣言でAPEC首脳が合意した三つの良き規制慣行（GRP：good regulatory practices）の実施、およびAPECバリ宣言で特定された三つのGRPツールの実施を強化するようAPECに要請する。この点に関連し、ABACは、APECがインターネット時代における規制案に関するパブリック・コンサルテーションについての自らの行動に北京で合意したことを称賛する。また、ABACはキャパシティ・ビルディングを通じて各国・地域がこれらの行動を実行することを支援したいと考えている。特に、APEC参加国・地域の規制をより一層グローバルなベストプラクティスに沿ったものにする取り組みを支持する。例えば、規制の統一の促進、規範に基づく規制ではなくパフォーマンスに基づく規制の活用、貿易に適した規制を推進する規制制度の設計に向けた取り組みである。さらに、ABACは、アカウントビリティの強化、相互学習の推進、ベストプラクティスの奨励を目的に、コンサルテーションの仕組みを活用した官民協力の強化を推奨する。

18. 法の支配の強化 ABACは、国内において貿易と投資に影響を及ぼしている国内政策やビジネス環境に注目することの重要性を強調する。2015年にABACは、法の支配とそれに伴う多くの特徴、たとえば、開かれた透明性のある政府、腐敗の不在、規制の執行、基本的権利、秩序と安全などを推し進めてきた。法律が明確、公知、安定、公平という要件を満たし、法的安定性のある環境をもたらすよう、ABACは各政府による支援を要請する。ABACは、APEC内で法の支配が行き届いている国・地域とそうでない国・地域との間でベストプラクティスを共有すること、および、政府の政策が貿易と投資を妨げている分野で改善を図るための政策対話を実施することを推奨する。腐敗は企業や政府が効果的かつ倫理的に業務を遂行する能力に悪影響を及ぼすという点を認識し、ABACは、昨年11月にAPEC首脳が採択した企業遵守プログラムに関するAPEC一般原則（APEC General Elements of Corporate

Compliance) を支持する。民間部門は腐敗防止において重要な役割を担っており、A B A Cはこれらの要素をそれぞれのビジネス界で共有することを約束する。A B A Cはまた、すべての国・地域に対し、腐敗対策に関する北京宣言の厳格な履行、それぞれの腐敗防止法の執行、および、新設されたA P E C腐敗防止当局・法執行機関ネットワーク (A C T-N E T : APEC Network of Anti-corruption Authorities and Law Enforcement Agencies) への積極的参加を推奨する。

19. 零細・中小企業による国際化の強化 零細・中小企業 (MSME : micro, small and medium enterprises) は、電子商取引のもたらす恩恵を活用することで域内市場とグローバル市場への参加を強化できる。しかしながら、A B A Cと南カリフォルニア大学マーシャル経営大学院の共同調査によると、国際貿易に関する現行の枠組みと制度は、伝統的な貿易と投資を意図してつくられたものであり、国境を越えた貿易の成長とMSMEの参加を妨げている。A B A CはA P E C参加国・地域に対し以下の点を提言する。すなわち、i) インターネットを基盤としたビジネスと貿易を可能にする国内の政策とプロセスについて簡素化と調整を行う、ii) MSMEがインターネットを基盤としたツールを採用し、国境を越えた電子商取引へ参画することを後押しするためのキャパシティ・ビルディング・イニシアティブに着手する、iii) A B A Cの国境を越えた電子商取引トレーニング・プログラム (C B E T : Cross Border E-Commerce Training Program) をはじめとした、国境を越えた電子商取引に関してMSMEを教育するための効果的なオンライン・トレーニング・プログラムの共有拡大を奨励する、iv) 電子商取引に関する将来を見据えた政策枠組みの創出に焦点を合わせたA P E C全体の行動計画を策定する、v) 自由貿易協定や地域貿易協定の中に、MSMEとグローバル市場および域内市場とを結びつけるために必須な電子商取引による貿易円滑化規定を含める、という五つである。

20. 零細・中小企業によるファイナンス利用の円滑化 A B A Cは、A P E C財務大臣によるセブ行動計画の立ち上げを歓迎する。零細・中小企業 (MSME : micro, small and medium enterprises) の成長にとって資金調達が依然、大きな障壁であることに鑑みA B A CはMSMEのファイナンスへのアクセスを促進する次のような改善策を求める。例えば i) 信用情報システムと効果的な担保付き取引制度の制定に関心のある国・地域を支援する先駆的なプロジェクトの立ち上げ、ii) トレードファイナンス、サプライチェーンファイナンスおよびMSMEのファイナンス全般に影響を及ぼす規制に関する域内対話、iii) トレードファイナンスおよびサプライチェーンファイナンスに関する新たな取引参加者向けのワークショップ、iv) MSMEと新興企業に対応した資金調達の代替メカニズムを発展させるための官民連携の強化、v) 金融危機、自然災害など予想外の事態に対するMSMEの強靭性を高めるベストプラクティスの作成、などである。

21. 零細・中小企業におけるイノベーションと付加価値活動の構築 市場に新しいアイデアをもたらすという点で、また21世紀におけるイノベーションを醸成するという点で零細・中小企業（MSME：micro, small and medium enterprises）が極めて重要な役割を果たすことをABACは認識している。しかしながら、イノベーションを一層拡大するためには、事業創造を支援し、MSMEのイノベーション能力を向上させるようなエコシステムを生み出す必要がある。効率的にイノベーションを促進する戦略の一環として、大企業や中小企業、そして官を含むイノベーションシステム間のパートナーシップやネットワーク形成を支援する必要がある。ABACとアジア経営大学院による共同研究は、APEC各国・地域がこのようなパートナーシップの発展を妨げている課題を特定し、それに対処する必要性を強調している。MSMEの国際化に関連する国内での問題、国境における問題、および国境を越えた問題を注意深く分析し、それに基づいて情報インプットと政策措置を実施することが、これらの問題に対処する鍵となる。

22. 女性による経済参加の活用 女性の経済的地位向上は、APECが促進しようとしているあまねく広がる成長の基本的な要素であり、アジア太平洋地域における今後の競争力にとって不可欠なものとなっている。ABACは、女性の経済参加を進めるための措置が講じられてきたことを称賛するが、その成果に基づいてさらに前進を続けるようAPECに要請する。2015年、ABACは、官民両部門からの積極的な参加を得て、女性の経営参加拡大、家族に対する企業の責任、および女性経営事業のグローバル・サプライチェーンへの組み入れに関するベストプラクティスの取りまとめに取り組んでいる。ABACは、全面的に女性が経済に参加するという将来に向けて着実に前進するためにAPECと協働することを期待している。このためには、特に女性による資本や教育、保健衛生の活用、および土地と資源の所有を妨げている障害に対処すること、ならびに女性をABAC委員に指名することが必要である。

23. マイクロインシュアランスと災害リスクファイナンスによる強靱なコミュニティとスモールビジネスの構築 アジア太平洋地域は数十年にわたり最も多くの自然災害に見舞われ、その経済的損失は甚大である。被害を受けやすい域内低所得層の大部分は、依然としてセーフティーネットを利用できない状況にあり、ファイナンシャル・インクルージョンの構築や、コミュニティとスモールビジネスの強靱化を支援する必要がある。ABACは、民間及び国際機関の専門家と連携し、マイクロインシュアランスと災害リスクファイナンスを発展させるためのロードマップをAPECが作成することを提言する。ABACは、ファイナンシャル・インクルージョンの公式な定義を採択することを要請する。そのことにより、域内各国・地域のファイナンシャル・インクルージョンの状況の評価と相互比較を容易にし、政策立案者のための有用な指針となり、また各地域のニーズと条件に合致した国内戦略の立案の際に、各国・地域の手助け

となるファイナンシャル・インクルージョン戦略のモデルとなるAPECフレームワークの作成を行うことができる。